

2019年度から運動部活動改革 本格スタート！

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」 中学校・特別支援学校中学部編リーフレット

生徒にとって

望ましいスポーツ環境を目指して

～多様な体験による子どもたちの健全な成長のために～

はじめに

○運動部活動は、子どもたちがスポーツに親しむ身近な活動として、体力向上はもとより、各競技の技術向上に大きく貢献してきました。しかし、部活動の過熱化による長時間の活動が原因で、生徒が学業との両立に悩んだり、怪我やスポーツ障害を引き起こしたりすることが問題となっています。



○県教育委員会では、スポーツ庁が平成30年3月に策定したガイドラインに則り大会などで勝つことだけを目指すのではなく、学業と多様な活動の両立ができるよう、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築し、心身ともに健康で豊かな人間性を育むために本方針を策定しました。



○学校では、保護者や地域、教育委員会と連携して、運動部活動を通じた子どもたちの健全な成長のため、部活動改革を進めてまいります。皆さまの御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

山形県教育委員会

平成31年3月

(3) 学校単位で参加する大会等の見直し

◆複数校合同チームでの大会参加の拡大

山形県中学校体育連盟では、主催大会において少子化に伴う部員数の減少によりチームが組めない場合は、複数の学校による合同チームでの参加を認めており、今後も引き続き、より多くの生徒が参加できるよう参加規程の見直しを図っていくこととしています。

◆生徒が参加する大会日程などの見直し

県教育委員会、市町村教育委員会及び山形県中学校体育連盟は、生徒の負担にならないように各種競技の大会や試合数を調査し、大会日程などの見直しについて大会主催者や各種競技団体と協議していくこととしています。

4 市町村立中学校ではどのような活動計画を作成するのか

県

運動部活動の在り方に関する方針

市町村

運動部活動の在り方に関する方針

学校

学校の運動部活動に係る活動方針・活動計画

各学校の活動方針と活動計画などを学校のホームページや学校便りなどを用いて公表し、生徒や保護者の皆さんと情報を共有します。

〇〇中学校 運動部活方針【例】

- 1 運動部活動基本方針
- 2 運動部活動の休養日及び活動時間について
 - (1) 休養日
 - ・平日：1日以上
 - ・週休日等：1日以上
 - (2) 活動時間
 - ・平日：2時間程度

〇月の活動計画【例】

| 日 | 曜 | 活動時間 | 休養日 | 予定 |
|----|---|--------|-----|----|
| 1 | 土 | 9~15 | | 大会 |
| 2 | 日 | 9~13 | | 大会 |
| 3 | 月 | | ● | |
| 4 | 火 | 16~18 | | |
| 5 | 水 | 16~18 | | |
| 6 | 木 | 16~18 | | |
| 7 | 金 | 16~18 | | |
| 8 | 土 | (2日の分) | ● | 振替 |
| 9 | 日 | | ● | |
| 10 | 月 | 16~18 | | |

情報共有

家庭

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」は、山形県のホームページに掲載しています。

URL <https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700021/gakutai-toppage/2018undoubukatudou-hoshin.html>

または、山形県 運動部活動の在り方に関する方針で検索



【お問い合わせ】 山形県教育庁スポーツ保健課 Tel 023(630)2852

相談や質問がありましたら、お近くの各教育事務所へお問い合わせください。

村山地区：村山教育事務所 Tel 0237(86)8163 最上地区：最上教育事務所 Tel 0233(29)1438

置賜地区：置賜教育事務所 Tel 0238(88)8240 庄内地区：庄内教育事務所 Tel 0235(68)1982

1 運動部活動のよさと目的

- ◆学校教育の一環として「生きる力」を育成します。
- ◆生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの基礎をつくりまします。
- ◆自主的・自発的な活動により学習意欲の向上・責任感、自己を高める態度や自立的な心の養成をするとともに、互いを思いやる心や好ましい人間関係、連帯感などの社会性を養います。
- ◆個性の伸長を促します。

2 なぜ運動部活動方針が出されたのか

スポーツ庁

山形県

市町村

◆「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定（スポーツ庁 H30. 3）国の策定を受け、全国的に運動部活動改革の開始（H30 年度末までに全ての都道府県において各都道府県の方針を策定予定）

◆運動部活動における課題（平成 30 年度山形県運動部活動実態調査より）

- ①少子化に伴う部員数・部活動数の減少
- ②長時間の活動による生徒への身体的・精神的負担（生徒の悩みでは「勝ちたいが学業との両立が難しい」という割合が最も高い）
- ③専門的な指導ができない教員の負担

◆課題解決のための取組

- ・顧問教員に代わって部活動の指導や引率が可能な「部活動指導員」の配置開始（平成 30 年度は県内公立中学校 50 校に配置）
- ・「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定（山形県教育委員会 H30. 12）

平成 31 年 4 月から各中学校では、各市町村教育委員会の策定する独自の方針に則り、「学校の活動方針」を策定します。さらに、各運動部では活動計画を作成・公表して取組を進めていきます。



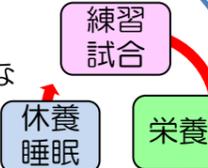
3 どのような活動内容になるのか

(1) 効率的・効果的な活動

- ◆効率的・効果的な活動に向けて
- ・各中学校
中央競技団体による指導の手引きなどを活用するとともに、生徒との十分なコミュニケーションを図って練習に取り組みます。
 - ・県教育委員会
顧問教員を対象にした部活動指導者研修会を開催し、技能や記録の向上、生徒の目標達成に向けた効率的・効果的な活動となるよう指導力の向上を図ります。

コラム 中学生期の大切さ

中学生期は、身体的に大きな変化が起きる時期です。この時期の生活は将来の体を作る上で大きく影響します。加えて、練習の効果は上の図のような過程を通して生まれます。休養と栄養が適切であると、練習の効果が期待できますが、不十分であると、疲労が蓄積され練習の効果は上がりません。練習や試合の後は、バランスのよい食事を心がけ、しっかりと疲労を回復させましょう。



(2) 休養日・活動時間

| | 「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」 (平成 30 年 12 月) により定めた基準 |
|------------------|---|
| 週あたりの休養日 | 平日 1 日以上、週休日（土・日曜日）1 日以上 |
| 1 日の活動時間 | 平日 2 時間程度、週休日等 3 時間程度 |
| 始業前練習 | 禁 止 |
| 保護者会主催の練習会 | 主催しないよう理解と協力を求める |
| 運動部活動と同様のクラブ等の活動 | 部活動の活動時間と併せて上記基準内とすること |

◆活動時間の設定と休養日の振替
週休日の大会や練習試合、遠征、合宿などについては上記活動時間を超えての活動となる場合があります。その場合においても、効率的・効果的な活動の観点から、ゆとりと健康面に配慮して、週間、月間、年間単位での活動日数の目安を定めて休養日を振替えます。

なぜ、学校外の活動にも基準が示されたのか

○保護者会主催の練習会における課題（H30 山形県運動部活動実態調査より）

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の体力的な負担が懸念される ・疲労が原因で学習への影響が懸念される ・部活動との形態の区別が付けにくい | 活動の主体が不明確で、万一の事故の際、責任の所在や補償などの問題が懸念されます。 |
|--|--|

「保護者会主催練習会」と「運動部活動と同様のクラブ等の活動」の比較

| | 保護者会主催練習会 | 運動部活動と同様のクラブ等の活動 |
|--------|-------------------------------|------------------|
| 主 催 者 | 保護者会 | クラブ |
| 構成メンバー | 同一学校の運動部活動に所属する部員とほぼ変わらないメンバー | |
| 指 導 者 | 部活動の顧問や外部指導者など | |
| 主な活動時間 | 学校の運動部活動終了後（夜間）や休養日など | |

- 学校外のスポーツ活動に加入する際の注意点
- ・活動団体としての規約、傷害保険等の加入が明確であること。
 - ・学校外のスポーツ活動への加入は、あくまで任意であること。（保護者会として強制加入させたりすることのないよう御理解と御協力をお願いします。）